

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年9月14日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 ^{*1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			
結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村 ^{*2}		2市6町3村 ^{*2}
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
野菜類	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村		—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村		—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村		—
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町		—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市		—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{*4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{*5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{*6}
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び宇下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(月鉢町月鉢字眼下、松橋川原、川向及ヒダル腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新振ノ内に限る。)、日掛田町(豊山町山野川に限る。)、日柱沢村(保原町所見:明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ口、河原田、東深町、西深町及び東に限る。)及び保原町柱田(抜田、平、官内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、日堰本村(梁川町大開(寺謹、清水、清水沢、松平、久保、櫻塚、里ヶキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧宮野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(日波川村(波川及び米沢に限る。)、日岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木舟村、旧井沢村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び睦合村の区域に限る。)及び国見町(旧半田村及び旧小坂村の区域に限る。)

*4 アイヌ、アカガレイ、アカシビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナガゴ、エイソアライメ、キツネメバチ、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、マダガレイ、ヒガラメ、ヒガラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マコダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタマラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年9月14日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石洞根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
	ヒガングフ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コンニャクベ	シロメバベル
	スズキ	二ペ
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカマツマ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナス(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)及び庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	クマの肉	全域
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月14日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年9月14日現在

福島県		出荷制限
米（平成23年産）		<p>H23.11.17～：福島市（旧小国町の区域に限る。） H23.11.29～：伊達市（旧小国町及び旧月置町の区域に限る。） H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.8～：二本松市（旧荒川市の区域に限る。） H23.12.9～：伊達市（旧往沢村及び旧喜茂村の区域に限る。） H23.12.19～：伊達市（旧猪田町の区域に限る。） H24.1.4～：伊達市（旧猪木村の区域に限る。）</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（磐梯町、船引町横道、船引町中山宇小塚及び字下高戸、青葉町磐田、常葉町山根並びに市内固有林福島森林管理署251林班一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班が6300ヘクタールまで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高倉字吹屋屋敷、原町区高倉字吹屋屋敷字前原、原町区高倉字吹屋屋敷字前原、原町区片瀬字行来及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班が5209.1ヘクタールまで、2096林班から2109林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（波利）小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧藤崎村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月置町（月置町月置（開）下、公設川原、川向及び船ノ瀬に限る。）及び月置町御代田（北、東、西及び新場ノ内に限る。）、旧猪苗町（豊山町山野川に限る。）、旧往沢村（原町区野田（原町大内田、久保田、田仲内、西郡山、雪ノ内、河原田、東深町、西深町及び東山に限る。）、原田、平、吉ノ内、前田、猪苗町、伊豆子下及び磐岸に限る。）に限る。）、旧坂本村（栗川町大間（守屋）、旧石戸村、白上林原村、旧里山村、旧小平村及び旧喜茂野村（栗川町八幡）に限る。）、二本松市（旧荒川村（波利及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木崎村、旧戸沢村、旧岩井村、旧新郷村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白巣村、旧和木沢村（白沢村）及び金合町の区域に限る。）、栗折町（旧半木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）及び栗見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）</p>
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除 全域	<p>H23.6.5～：秋元湖、椿原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）</p>
ヤマメ（養殖を除く。）		<p>H23.6.17～：真野川（支流を含む。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。） H24.3.29～：太田川（支流を含む。） H24.4.5～：鰐川（支流に限る。） H24.4.24～：稚苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鰐川を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.6.7～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）</p>
水産物		<p>H23.6.17～：真野川（支流を含む。） H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。） H24.3.29～：秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（諫川との合流点から上流部分に限る。） H24.4.24～：稚苗代湖、稚苗川（阿武隈川に流入する河川）（支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。）及び日福川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.5.24～：福島県内の只見川のうち喜ダムの下流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.5.31～：阿武隈川のうち喜ダムの下流（支流を含む。）</p>
ウナギ	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）	<p>H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。） H24.4.12～：鰐川（支流に限る。） H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（諫川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日福川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。） H24.5.31～：磐岩川（支流を含む。）</p>
コイ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片岡ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。）	<p>H24.5.10～：福島県内の只見川のうち喜ダムの下流（支流を含む。）</p>
フナ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片岡ダムの上流を除く。）、長瀬川（諫川との合流点から上流の部分に限る。）並びに只見川（支流を含む。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜ダムの下流（支流を含む。）	<p>H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜ダムの下流（支流を含む。）</p>
アヒナメ		
アカガレイ		
アカシタリメ		
イカナゴ（稚魚を除く。）		
イシガレイ		
ウスメバル		
ウミタナゴ		
エゾイマイナメ		
キツネメバル		
クロウシジタ		
クロソイ		
クロダイ		
ケムシカジカ		
コモングカベ		
サクラマス		
サブロウ		
シロメバル		
スクエウラ		
スズキ		
ニベ		
ヌマガレイ		
ハバガレイ		
ヒガシグン		
ヒラメ		
ホウボウ		
ホシガレイ		
マアナゴ		
マコガレイ		
マコチ		
マダラ		
ムシガレイ		
ムラサイ		
マイタガレイ		
ピノスガイ		
キタムラサキウニ		
ナガヅカ		
マツカワ		
ホシゲメ		
ショウサイグ		
	H24.6.22～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域）	
牛の肉	H23.7.19～：全県（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） H23.8.25～：一部免除	<p>H23.7.12～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域） H24.7.26～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域） H24.8.23～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域）</p>
イノシシの肉	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐梯町、猪苗代町、新地町、川内村、葛尾村、磐倉村	
クマの肉	H23.12.2～：郡山市、磐梯川市、田村市、白河市、いわき市、猪苗石町、石川町、鴻巣川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平野村 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐梯町、猪苗代町、新地町、川内村、葛尾村、磐倉村 H24.7.27～：金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南金津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗村	

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月14日現在

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	山形県
原乳	—	—	—	—	—
ホウレンソウ	—	—	—	—	—
非球球形葉菜類 (ホウレンソウ、カボチャ、コマツナ等)	—	—	—	—	—
チンゲンサイ、サンチュー	—	—	—	—	—
バセリ	—	—	—	—	—
セルリー	—	—	—	—	—
キノコ類(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
タケノコ	—	H24.5.31～: 一関市、奥州市	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 草津市	—	—
原木シイタケ(露地栽培)	—	H24.4.13～: 鹿角高田市、佐田野 H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、雄石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 盛岡市	H24.1.16～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 鹿王町 H24.4.5～: 村田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 草津市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 壶水市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、喜多方町 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大船村	—	—
野菜	—	—	—	—	—
原木シイタケ(施設栽培)	—	—	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	—	—	—	—
くさそてつ(こごみ)	—	—	—	H24.4.27～: 大崎市、栗原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 色麻町	—
こしあぶら	—	H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 盛岡市 H24.5.15～: 雄石市 H24.5.19～: 佐田野	H24.5.7～: 壶水市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.30～: 一関市、奥州市	—	—	—
ぜんまい	—	H24.5.10～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 佐田野	H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大船渡	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.10～: 奥州市、鹿角高田市 クリ	—	—	—
イシグレイ	—	—	—	—	—
クロダイ	—	—	—	H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県 島岡界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた市社海岸線まで囲まれた海域	—
スズキ	—	—	—	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県 島岡界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた市社海岸線まで囲まれた海域	—
シロメバル	—	—	—	—	—
ニベ	—	—	—	—	—
ヒラメ	—	—	—	H24.5.30～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上岩手宮城両県 島岡界の正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県 島岡界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた市社海岸線まで囲まれた海域	—
マダラ	青森県東邊村尻屋地灯台と北海道 函館市東山岬灯台とを結ぶ線、同 線の中心点の正東の線、北海道え りも町稚森岬灯台の正南の線、最 大高潮時海岸線上宮城県石巻市 島岡界の正東の線及び宮城県最大 高潮時海岸線上岩手宮城両県 島岡界で囲まれた海域	H24.5.2～: H24.5.27～:	H24.5.2～: H24.5.27～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県 島岡界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた市社海岸線まで囲まれた海域	H24.5.2～H24.8.30解 マダラ（1尾の重量が1キログラム 除く未満のものに限る。）	—
ヒガシフグ	—	—	—	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的經濟水域の外縁、最大高潮時海岸線上宮城県 島岡界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた市社海岸線まで囲まれた海域	—
コモンカスベ	—	—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	—	—	—	—	—
ギンブナ	—	—	—	—	—
ウナギ	—	—	—	—	—

		出荷制限				
		青森県	岩手県	宮城県	山形県	
ヤマメ(養殖を除く。)		—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.4.20～: む。	—	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	—	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び妙秩川(支流を含む。)	大字川の大字ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大堤の上流(支流を含む。)三道川のうち黒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)H24.5.24～: む。ただし、鶴井川及びその支流並びに霞川14号堰堤の上流を除く。 江吉川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)一浪川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び基石川のうち猪瀬ダムの上流(支流を含む。)	H24.5.14～: む。ただし、名取川の秋田大堤の上流(支流を含む。)三道川のうち黒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)H24.5.24～: む。ただし、鶴井川及びその支流並びに霞川14号堰堤の上流を除く。 江吉川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)一浪川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び基石川のうち猪瀬ダムの上流(支流を含む。)	—	
ウグイ		—	岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入郷ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田淵ダムの上流、網取ダムの上流、疊沢ダムの上流及び早池崎ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～: む。	—	
肉 牛の肉	—	H23.8.1～: 全域 H23.8.25～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	H23.7.28～: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.19～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.22～: 鳥取市、鳥取県、山元町 H24.8.25～: 全域(上記地域を除く。)	—		
イノシシの肉		—	—	—	—	
クマの肉		—	H24.8.10～: 全域	H24.8.25～: 全域	H24.9.10～: 全域	
シカの肉		—	H24.7.28～: 全域	—	—	
その他 茶		—	—	—	—	

※  の箇所は出荷制限の対象

原乳	出荷制限				
	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
ホウレンソウ (ホウレンソウ、カブナリ、コマツナ等)	H23.3.23~4.17解除: 全域 H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、常総市	— — —	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域 H23.3.21~4.14解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域 — —	H23.4.4~4.22解除: 船橋市、香取市、多古町 — —
バヤリ セリリー	H23.3.23~4.17解除: 全域	—	—	—	H23.4.4~4.22解除: 船橋市 H23.4.4~4.22解除: 船橋市
キノコ類(野生のものに限る。)	—	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、 益子町、那珂川町 H24.8.7~: 那須市 H24.8.12~: 大田原市 H24.8.15~: 市原町 H24.8.20~: 大利根市	—	—	—
タケノコ	H24.4.8~: 遠赤市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、 市、東海林町、那珂町 H24.4.19~: ひたちなか市、東海林 H24.4.28~: 北茨城市、大能町	H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 長岡市	—	H24.4.8~: 市原市、木更津市 H24.4.8~: 衣笠市、栄町 H24.4.11~: 船橋市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 那須市 H24.4.15~: 北浦原市、葛南市	—
野菜	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 茨城町、阿見町	H24.4.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 幸手市、さくら市、芳賀町、佐 原町、高根沢町、那須町	—	H23.11.10~: 衣笠市 H23.11.18~: 萩山市	—
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.8~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい 市	H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町	—	H23.12.22~: 佐倉市	—
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市、 H23.11.10~: 茨城町	足利市、鹿沼市、真岡市、那須島 H24.4.12~: 山市、上三川町、茂木町、市原 町、那珂川町	—	H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.10~: 山武市	—
原木クリタケ(露地栽培)	—	H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.9~: 大田原市、那須塩原市	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	H23.11.14~: 大田原市、那須塩原市 H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに 限る。)	—	—	—
くさそでつ(こごみ)	—	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに 限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	—	—	—
こしあがら	—	H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生 のものに限る。) H24.5.2~: 幸手市、那須烏山市(野生のもの に限る。) H24.5.7~: 幸手市、那須塩原市、 那須町、那須塩原市(野生のものに限 る。)	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)	—	H24.5.10~: 幸手市(野生のものに限る。) H24.5.11~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大利根市	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限 る。)	—	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市原町	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.17~: 大利根市、鹿沼市 H24.9.14~: 那須塩原市、那須町	—	—	—
クリ	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.7.5~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
インガレイ	—	—	—	—	—
クロダイ	—	—	—	—	—
スズキ	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
シロメバル	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.13~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
ニベ	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域 北緯36度38分の線、我が国接他の経 済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.4.17~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域 北緯36度38分の線、我が国接他の経 済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
マダラ	—	—	—	—	—
ヒガングフ	—	—	—	—	—
コモンカスベ	最大高潮時海岸線上福島実業商界 の正圧の線、我が国接他の経済 水域の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	H24.6.1~: 水城の外縫綫、最大高潮時海岸線 上茨城千葉両県界の正圧の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれ た海域	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~: れらの河川に流入する河川並びに 常陸利根川(養殖を除く。)	—	—	—	—
ギンブナ	H24.4.17~: れらの河沼に流入する河川並びに 常陸利根川(養殖を除く。)	—	—	H24.7.19~: 手賀沼及び外賀沼に流入 する河川(支流を含む。)、 手賀川(支流を含む。)	—
ウナギ	南ヶ浦、北浦及び外洋波寄りにござ れる河川並びに流入する河川並びに 常陸利根川(養殖を除く。)	H24.5.7~: れらの河沼に流入する河川、常陸利 根川並びに茨城県内の那珂川(支流 を含む。)	—	—	—

		出荷制限				
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
ヤマメ(養殖を除く。)	—	<p>福島県内の猪瀬川のうち日光市 足利町内の区間(支流を含む。)た だし、荒川との合流点から下流 の部分に限る。)</p> <p>H24.9.10～: 永野川(支流を含む。)</p>		<p>吾妻川のうち磐梯郡 から東京電力株式会 社佐久発電所磐梯川 取水施設までの区間 (支流を含む。)、 猪瀬川(支流を含 む。)、小中川(支 流を含む。)及び猪 ノ木川(支流を含 む。)</p> <p>H24.4.27～:</p>		—
		<p>H24.6.20～: 新本川内の猪瀬川のうち日光市 足利町内の区間(支流を含む。)</p>		<p>吾妻川のうち磐梯郡 から東京電力株式会 社佐久発電所磐梯川 取水施設までの区間 (支流を含む。)、 猪瀬川(支流を含 む。)及び磐梯川のう ち川田橋の上流(支 流を含む。)</p> <p>H24.6.8～:</p>		—
水産物 イワナ(養殖を除く。)	—	<p>大井川(支流を含む。ただし、荒 川及びその支流を除く。)、武 藏川(支流を含む。)及び栃木県 H24.5.7～: 内の猪瀬川のうち武藏川との合流 点の上流(支流を含む。ただし、 猪瀬ダムの上流及びその支流を除 (。) (養殖を除く。)</p> <p>H24.6.30～: 筑前川(支流を含む。) (養殖を 除く。)</p>		<p>—</p>		—
		<p>H23.8.2～ 全域 H23.8.25～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づ く)生きた牛を除く。)</p>		<p>—</p>		—
肉 イシソの肉	H23.12.2～ 全国 H23.12.21～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づ く)管理されるイシソの肉を除く。)	<p>H23.12.2～ (県の定める出荷・検査方針に基づ く)生きた牛を除く。)</p>		<p>—</p>		—
		<p>—</p>		<p>H24.9.10～: 全域</p>		—
ウグイ	—	<p>H24.6.30～: 筑前川(支流を含む。) (養殖を 除く。)</p>		<p>—</p>		—
		<p>H23.8.2～ 全域 H23.8.25～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づ く)生きた牛を除く。)</p>		<p>—</p>		—
牛の肉	—	<p>H23.8.2～ 全域 H23.8.25～一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づ く)生きた牛を除く。)</p>		<p>—</p>		—
		<p>—</p>		<p>H24.9.10～: 全域</p>		—
クマの肉	—	<p>H23.8.2～: 全域</p>		<p>H23.8.2～: 猿田原市</p>		H23.8.2～: 猿田原町
		<p>H23.8.2～10.10解除: 古河市、常磐市、坂東市、八千代町、 猿田原町</p>		<p>H23.8.30～: 桐生市</p>		H23.8.2～8.29解除: 南足柄市
シカの肉	—	<p>H23.8.2～10.10解除: 大子町</p>		<p>H23.8.2～9.7解除: 大網白里町</p>		H23.8.2～9.12解除: 松田町、山北町
		<p>H23.8.2～H24.5.2解除: 常陸太田市、常陸大宮市</p>		<p>H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市</p>		H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村
その他 茶	—	<p>H23.8.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町</p>		<p>H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市</p>		H23.6.2～10.26解除: 相模原市
		<p>H23.8.2～H24.6.5解除: 錦町市</p>		<p>H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市</p>		H23.6.27～10.26解除: 中井町
	—	<p>H23.8.2～H24.7.2解除: 水戸市</p>		<p>H23.6.2～11.1解除: 小田原市</p>		H23.6.2～11.10解除: 真鶴町
		<p>H23.8.2～H24.8.2解除: 高萩市</p>		<p>—</p>		—
	—	<p>H23.8.2～H24.9.12解除: 日立市</p>		<p>—</p>		—

※ [] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年9月14日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物		H23.4.20～：全域 H24.6.22解除：
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※■の箇所は摂取制限の対象